

改 正 後	改 正 前
<p><u>(公共事業の施行により従前地及び仮換地について使用収益が禁止されている場合)</u></p> <p><u>69の4-1の3 措置法第69条の4第1項に規定する特例対象宅地等には、個人が被相続人から相続又は遺贈により取得した被相続人等の居住用等（事業（措置法令第40条の2第1項に規定する事業を含む。以下69の4-4までにおいて同じ。）の用若しくは居住の用又は国の事業の用をいう。以下69の4-1の3において同じ。）に供されていた宅地等（以下69の4-1の3において「従前地」という。）で、公共事業の施行による土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3章第3節((仮換地の指定))に規定する仮換地の指定に伴い、当該相続の開始の直前において従前地及び仮換地の使用収益が共に禁止されている場合で、当該相続の開始の時から相続税の申告書の提出期限(以下69の4-3までにおいて「申告期限」という。)までの間に当該被相続人等が仮換地を居住用等に供する予定がなかったと認めるに足りる特段の事情がなかったものが含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 被相続人等が仮換地を居住用等に供する予定がなかったと認めるに足りる特段の事情とは、例えば、次に掲げる事情がある場合をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 従前地について売買契約を締結していた場合</u></p> <p><u>(2) 被相続人等の居住用等に供されていた宅地等に代わる宅地等を取得(売買契約中のものを含む。)していた場合</u></p> <p><u>(3) 従前地又は仮換地について相続税法第6章((延納又は物納))に規定する物納の申請をし又は物納の許可を受けていた場合</u></p> <p><u>(被相続人等の事業の用に供されていた宅地等の範囲)</u></p> <p><u>69の4-2 措置法第69条の4第1項に規定する被相続人等の事業の用に供されていた宅地等とは、次に掲げる宅地等をいうものとする。</u></p> <p><u>(1) 他に貸し付けられていた宅地等（当該貸付けが事業に該当する場合に限る。）</u></p> <p><u>(2) (1)に掲げる宅地等を除き、被相続人等の事業の用に供されていた建物等で、被相続人等が所有していたもの又は被相続人の親族(被相続人と生計を一にしていた</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>(被相続人等の事業の用に供されていた宅地等の範囲)</u></p> <p><u>69の4-2 措置法第69条の4第1項に規定する被相続人等の事業の用に供されていた宅地等とは、次に掲げる宅地等をいうものとする。</u></p> <p><u>(1) 他に貸し付けられていた宅地等(当該貸付けが措置法第69条の4第1項に規定する事業に該当する場合に限る。)</u></p> <p><u>(2) (1)に掲げる宅地等を除き、被相続人等の事業(措置法第69条の4第1項に規定する事業をいう。以下69の4-4までにおいて同じ。)の用に供されていた建物</u></p>

改正後	改正前
<p>その被相続人の親族を除く。)が所有していたもの(被相続人等が当該建物等を当該親族から無償(相当の対価に至らない程度の対価の授受がある場合を含む。以下69の4—25までにおいて同じ。)で借り受けていた場合における当該建物等に限る。)の敷地の用に供されていたもの</p> <p>(事業用建物等の建築中等に相続が開始した場合)</p> <p>69の4—3 ……当該被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族又は当該建物等若しくは当該建物等の敷地の用に供されていた宅地等を相続若しくは遺贈により取得した当該被相続人の親族が、当該建物等を相続税の申告期限までに事業の用に供しているとき……</p>	<p>等で、被相続人等が所有していたもの又は被相続人の親族(被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族を除く。)が所有していたもの(被相続人等が当該建物等を当該親族から無償(相当の対価に至らない程度の対価の授受がある場合を含む。以下69の4—25までにおいて同じ。)で借り受けていた場合における当該建物等に限る。)の敷地の用に供されていたもの</p> <p>(事業用建物等の建築中等に相続が開始した場合)</p> <p>69の4—3 ……当該被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族又は当該建物等若しくは当該建物等の敷地の用に供されていた宅地等を相続若しくは遺贈により取得した当該被相続人の親族が、当該建物等を相続税の申告書の提出期限(以下69の4—3において「申告期限」という。)までに事業の用に供しているとき……</p>